

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例を公布する。

令和元年 7 月 1 6 日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第 1 4 号

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 9 条（法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年尼崎市告示第 1 1 0 号に定める都市機能誘導特別用途地区の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の建築及び工作物の築造の制限について必要な事項を定めるものとする。

(地区の区分及び名称)

第 2 条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、阪神間都市計画特別用途地区のうち都市機能誘導特別用途地区に係るものによって定めるところによる。

(建築物等の用途の制限の付加)

第 3 条 適用区域（一般地区に限る。）内においては、次の各号に掲げる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）は、建築し、又は築造してはならない。

- (1) 法別表第 2（る）項第 1 号に掲げる建築物（同号(1)、(3)、(8)から(11)まで、(18)から(20)まで、(26)、(27)又は(30)に掲げる事業を営むものに限る。）
- (2) 法別表第 2（る）項第 2 号に掲げる建築物（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「令」という。）第 1 3 0 条の 9 第 1 項の表(1)の項に掲げる危険物又は同表(2)の項に掲げる危険物（マッチ及び可燃性ガスに限る。）の貯蔵又は処理に供するものに限る。）
- (3) 令第 1 3 0 条の 2 の 2 第 2 号に規定する産業廃棄物処理施設の用

途に供する建築物等

2 適用区域（沿道地区に限る。）内においては、次に掲げる建築物等は、建築し、又は築造してはならない。ただし、第2号に掲げる建築物に付属する自動車車庫、自転車駐車場、ごみ集積場、倉庫その他これらに類するものについては、この限りでない。

(1) 前項各号に掲げる建築物等

(2) 法第28条第1項に規定する居室（居住のためのもの及び令第19条第2項第3号に掲げるものに限る。）を有する建築物

3 前2項の規定は、市長が都市機能の維持及び増進並びに工場若しくは事業場の操業に支障を及ぼすおそれがなく、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

4 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

（建築物の用途の制限の緩和）

第4条 適用区域内においては、法第48条第12項本文の規定にかかわらず、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物は、建築することができる。

（建築物が適用区域内の各地区にわたる場合の措置）

第5条 建築物（第3条第2項第2号に掲げる建築物に限る。以下この項において同じ。）が適用区域内の各地区にわたる場合における第3条第2項の規定の適用については、当該建築物の全部について同項の規定を適用する。

（既存の建築物等に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第3条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物等について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第7条 令第137条の19第3項の規定により指定する類似の用途は、同条第1項に規定するもの及び同条第2項に規定する範囲内のものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該工作物の築造主
- (2) 法第87条第2項又は第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）において準用する第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物等の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。